

公益財団法人 愛知県林業振興基金高性能林業機械管理貸付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益財団法人愛知県林業振興基金（以下「基金」という。）が所管する別表の高性能林業機械（以下「機械」という。）は、この規程によって管理貸付けし、機械の保全と機械作業能率の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、認定事業主に機械を貸付ける場合、及びその他の基金事業に使用する場合に適用する。

第2章 管 理

(管理責任者)

第3条 この機械の管理責任者は、事務局長とする。

(維持管理)

第4条 機械の維持管理については、次のとおりとする。

- (1) 機械の使用者は、機械の善良な管理・使用に努めるものとする。
- (2) 機械の修繕等は別に定める基金機械管理貸付要領により基金及び借受者が行うものとする。
- (3) 基金は、労働安全衛生法第45条第2項に基づく特定自主検査（スイングヤーダ、ハーベスターが対象）及びこれに準じた定期点検（タワーヤーダが対象）を年1回行うとともに、借受者からの機械の返却時には、機械の点検（返却時点検）を行う。
また、必要に応じ機械の修繕等を行う時、機械を常に良好な状態で貸付けできるよう努めるものとする
- (4) 基金は、次の帳簿を整備する。
 - ア 貸付台帳
 - イ 維持・修理記録簿

(使用承認)

第5条 基金が自ら機械を使用する場合は、使用承認簿により管理責任者の許可を受けなければならない。

(使用の禁止等)

第6条 次の各号に該当する場合は、理事長は機械の使用を禁止し、直ちに機械の返却を命じることができるものとする。

- (1) 取扱いが不適当で、機械の棄損等の恐れがあるとき。
- (2) 本規程に違反する行為のあるとき。
- (3) その他特に理事長が使用を適当でないと認めたとき。

第3章 貸付

(借受申請)

第7条 機械を借受けしようとする者は、高性能林業機械借受申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(貸付承認)

第8条 理事長は、高性能林業機械借受申請書の内容を確認し、理事長が別に定める運営委員会に諮り、当基金の貸付基準に基づき貸付先及び貸付期間等を決定し、借受申請した者に条件を付したうえで承認（様式第2号）するものとする。

2 理事長は、借受申請した者が承認書に付した条件に反した場合、承認を取り消し、機械の返却を命じができるものとする。

(貸付期間)

第9条 機械の貸付期間は、1申請当たり3ヶ月以内とする。

(利用料)

第10条 貸付承認書の交付を受けた者（以下「借受者」という。）は、理事長が定めた利用料を納付するものとする。ただし、研修等公的な使用で理事長が認めた場合は、無料にすることができる。

- 2 利用料は、借受日数に応じた額とする。
- 3 借受日数は、借受期間の最初の日から返却の日までとする。
- 4 借受者は、理事長の発行する納入通知書により、別に定められた期日（以下「納入期

日」という。)までに利用料を納付しなければならない。

(返却)

第11条 借受者は、機械の返却に際しては、予め基金にその旨連絡しなければならない。

(貸付期間の変更)

第12条 借受者は、第8条で許可された貸付期間を超えて借受けしようとするときは、他に借受希望者がいない場合に限り、高性能林業機械借受申請書(様式第1号)を理事長に提出し承認を受けることができる。

他に借受希望者がいる場合は、運営委員会に諮り、当基金の貸付基準に基づき貸付先及び貸付期間等を決定し、借受申請した者に通知(様式第2号)するものとする。

ただし、第8条で許可された貸付期間に延長期間を合わせた期間は3か月を超えることはできない。

(遅延賠償金)

第13条 借受者は、納付期日までに利用料を納付しないときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年10.95パーセントの割合で算出した遅延賠償金を納付しなければならない。

(借受者の経費負担)

第14条 借受者は、機械の借受けに伴う当該機械の運搬に要する経費を負担しなければならない。

(棄損等の報告及び措置)

第15条 借受者は、機械の棄損等が生じたときは、直ちにその事実及び事由を理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(転貸の禁止)

第16条 借受者は、理事長の許可なく当該機械の全部又は一部を、他に転貸してはならない。

(管理義務)

第17条 借受者は、十分な注意をもって機械を適切に管理、使用するものとする。

2 借受者は、機械の原形を変更してはならない。

3 借受者は、借受機械の使用により第三者に損害を及ぼしたときは、借受者の責任において賠償しなければならない。

- 4 借受者は、機械の運行日誌（様式第3号）を整備するものとする。
- 5 借受者は、機械の借受期間終了後、次の借受者が機械を運搬するまでの間、機械を最寄りの場所に保管しなければならない。
なお、保管に要する経費及びこの間に機械の棄損等が生じた場合の処置については、その都度、管理責任者と借受者が協議するものとする。

(賠償責任)

第18条 理事長は、借受者が善良な管理取扱いを怠り、機械を棄損等した場合は損害を賠償させることができるものとする。

第19条 基金は、借受者の適切な管理及び使用を怠ったことに起因する事故等については、一切の責任を負わないものとする。

(補　　則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附　　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行

附　　則

この規程の改定は、平成29年2月1日から施行する。

附　　則

この規程の改定は、平成30年1月1日から施行する。

附　　則

この規程の改定は、平成31年1月1日から施行する。

附　　則

この規程の改定は、令和2年4月1日から施行する。

附　　則

この規程の改定は、令和2年11月20日から施行する。

附　　則

この規程の改定は、令和4年4月1日から施行する。

別表 貸付機械一覧

機械名		基金機械番号	購入年月
スイングヤーダ	イワフジSW302	S4508	R2.3
ハーベスター	KONRAD WOODY50	H5002	H29.2
タワーヤーダ	イワフジTY-U5C	T5008	H28.12

(様式第1号)

高性能林業機械借受申請書

年　月　日

公益財団法人 愛知県林業振興基金理事長 殿

高性能林業機械を借受けたいので、公益財団法人愛知県林業振興基金高性能林業機械管理貸付規程第7条により申請します。

申 請 者	住 所			
	氏 名 (名称・代表者職氏名)			
借受機械及び借受期間	名 称 及 び 型 式	利用計画		借 受 期 間
	伐採場所	場 所		年 月 日から 年 月 日まで
		作業種	主伐・間伐	
		樹 種		
		面 積	ha	
		材 積		
	場 所			年 月 日から 年 月 日まで
	作業種		主伐・間伐	
	樹 種			
	面 積		ha	
材 積	m ³			

(注) 1 利用計画には、伐採場所及び機械による主伐・間伐の計画数量（樹種、面積、材積）を記載してください。

2 材積の計画数量は、機械管理貸付要領で別に定めるものとして、一日当たりの出材量の基準を参考にしてください。

(様式第2号)

高性能林業機械貸付承認書

年　月　日

様

公益財団法人 愛知県林業振興基金理事長

承 認 番 号		一		
借 受 者 氏 名				
貸付機械及び貸付期間	名称及び型式		利 用 料 等	貸 付 期 間
				年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
				年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
利 用 料	金 額		納 付 期 限	貸付期間終了後30日以内
承 認 の 条 件	1 公益財団法人愛知県林業振興基金高性能林業機械管理貸付規程・要領等を遵守すること。 2 オペレーターは法律等に基づき、必要な特別教育の受講修了者を選任すること。 3 タワーヤーダ等の索張り・索撤去作業は、林業架線作業主任者免許所持者が行うこと。 4 事故、機械の故障等が発生したときは、速やかに管理責任者（基金事務局長）に連絡すること。			

(様式第3号)

運 行 日 誌

機種名：_____

年月日	曜日	作業場所	作業内容	オペレーター	備考
・・・					アワーメータ、メンテナンス等を記入
・・・					
・・・					
・・・					
・・・					
・・・					
・・・					
・・・					
・・・					